

## 災害対策マニュアル改訂案に対する第3回検討会及び検討会後の主要コメントと その対応について

### ■災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの改訂に関する検討について

- ・このマニュアルを見て、発災後に市町村は実際に動くことができるか。指定検査機関（あるいは浄化槽業界団体）が統括する側で動くことは厳しいのではないか。
- ・都道府県は指定検査機関あるいは浄化槽業界団体と災害協定を締結し、発災時の対応を依頼する。また、発災時において市町村は清掃業者へ指示する一方で住民対応を行い、また被災状況に応じて都道府県へ救援要請を行う。一方で、第3回検討会で示されたマニュアル案では、指定検査機関あるいは浄化槽業界団体が住民、保守点検業者、清掃業者に働き掛ける構造となっており、負担が大きいと考えられる。これらのことを踏まえ、各主体の役割についてより明確に示すべきである。
  - ⇒ご指摘を踏まえ、本資料 P2 に示すように、各主体の役割や他主体への働きかけについての図を修正し、より明確となるよう記載した。

- ・災害対応における都道府県及び市町村の責務について記載すること。

⇒両者の役割分担や責務について、以下のとおり記載した（改訂案 P9 及び P115（地方公共団体の節））。

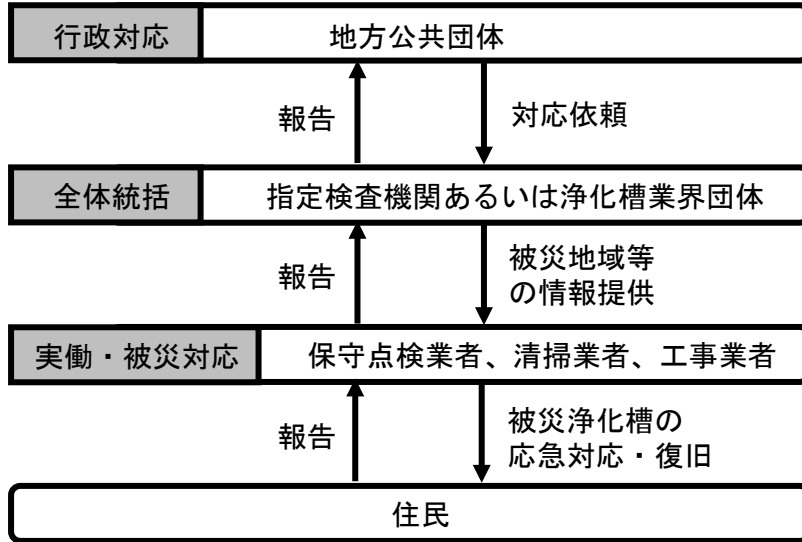
**都道府県**：指定検査機関あるいは浄化槽業界団体に対し、被災浄化槽への対応や被害情報の収集等に災害協定を締結する。また、災害時に市町村から救援要請があった場合の対応を行う。

**市町村**：発災時における住民からの相談への行政対応、し尿処理施設に対する清掃汚泥処理の可否の確認、清掃業者に対する浄化槽汚泥の受け入れ態勢の連絡等を行う。また、災害の規模に応じて都道府県に対し救援要請を行う。

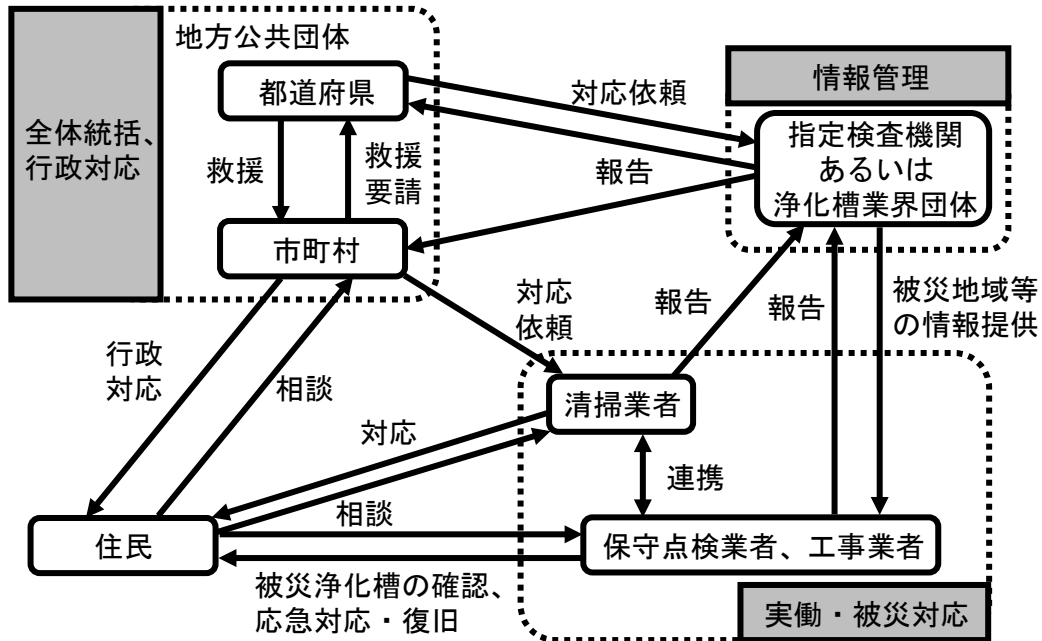
なお、災害対策として検討すべき項目には、例えばし尿（浄化槽汚泥を含む）等の一般廃棄物は市町村が処理責任を有するものがあるが、法律等で明確に都道府県と市町村の役割分担が規定されていないものも含まれる。そのため本マニュアルで示す各検討項目・実施項目の一部は、**都道府県と市区町村の担当者が協議を行い、役割分担を明確化**することが求められる。

各主体の役割と他主体への主な働きかけについて

●修正前（第3回検討会時）

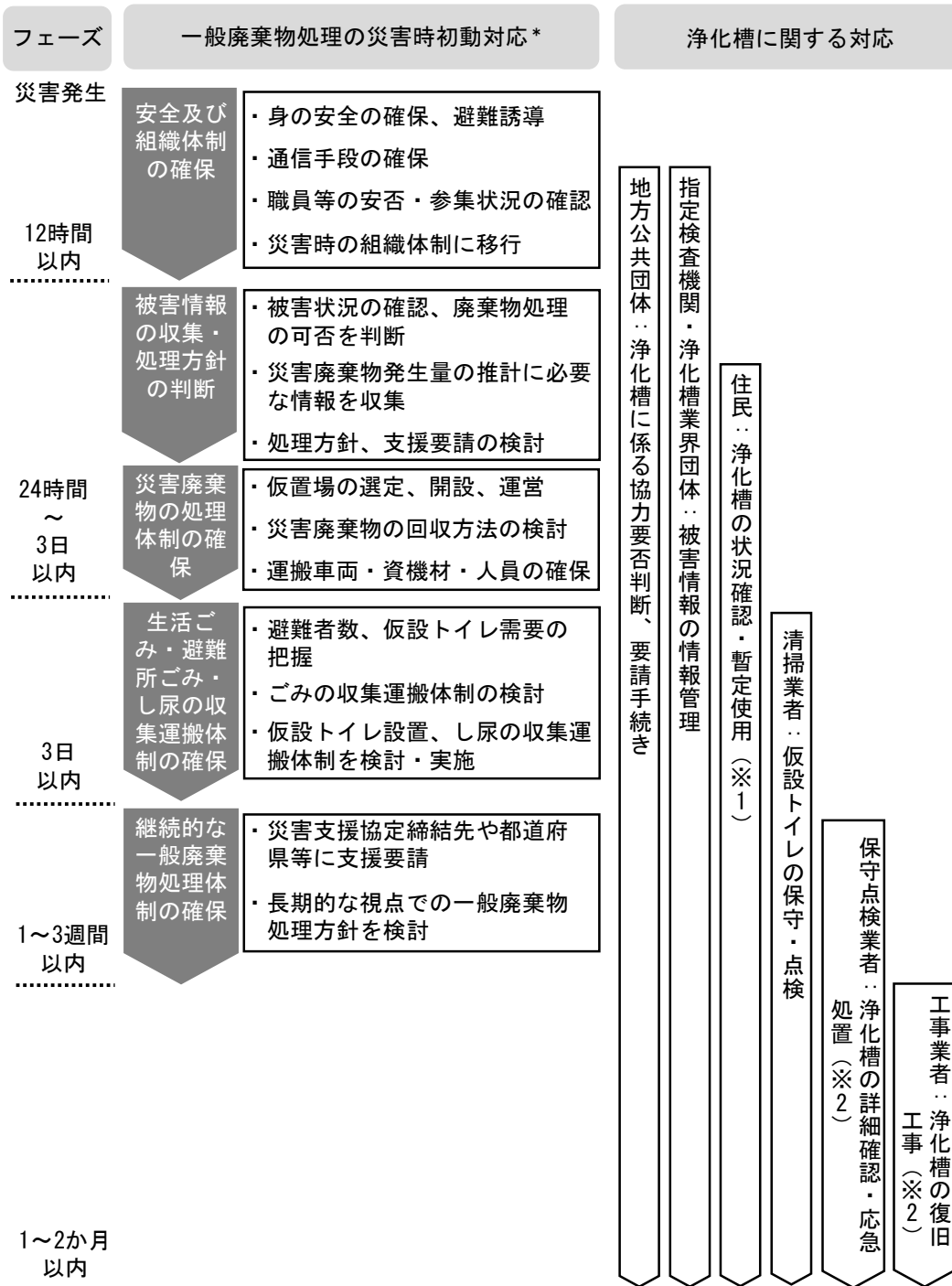


●修正後（マニュアル改訂案 P5「図2-1-1 災害対応における各主体の役割の例」及び P111「図3-1-1 災害対応における各主体の役割の例」）



・被害状況の段階や日数で発災後の対応が書いてあるとよい。

⇒環境省が交付している「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き第1版」と、災害対策マニュアル第2版に記載の「浄化槽に関する対応」を紐づけ、災害発生以降の時間経過と対応内容について整理しマニュアル改訂案 P14、P120（地方公共団体の節）に記載した。



\*：環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き第1版」P13の図を一部改編したものの

※1：避難勧告（指示）及び各種警報・注意報が解除されてから実施

※2：電気・水道が復旧し、道路の通行が可能になってから実施

- ・各主体の役割を考えたり、確認したりするためのマニュアルでもある。マニュアルの位置づけについても、「1. はじめに」に記載すること。

⇒位置づけについて、資料 2-2「1. はじめに」の P4 L12～18 に「災害対応に当たっては、……、災害時の浄化槽への対応が推進されるよう期待される。」と示した。

- ・8-7 と 8-8 の図表集について、各資料の対象者がわかるよう色分けする又はページ上に、地方公共団体、指定検査機関等の主体の記載があれば印刷して使いやすい。

⇒当該資料の各ページ右上に、「地方公共団体（震災編）」等の記載を行った。

- ・8-7(1)と 8-8(1)の地方公共団体に係る図表集について、都道府県と市町村の役割分担について 2-2、3-2（地方公共団体の節）で示されている以下の表記を改めて示した方が良い。

○:担当          ☆:都道府県・市町村いずれも検討

△:都道府県と市町村で役割分担を協議するが、主に市町村が担当を検討

□:都道府県と市町村で役割分担を協議するが、主に市町村が担当を検討する。ただし、災害規模（複数の市町村が被災した場合等）によっては都道府県も担当を検討

⇒ご指摘のとおり追記した。

その他、文章の表現・誤字等に対する修正を行った。

#### ■災害対策等に有効な情報の活用に関する検討について

災害推計は、「8-6. 被災浄化槽の基数の推計に関する手引き」としてマニュアルの一資料と位置付けることとした。

- ・住宅以外に設置されている浄化槽の基数が推計に含まれないことを明記しておく必要がある。

⇒マニュアル改訂案 P253、P291（いずれも 8-6.内）に、その旨を記載した。